

項目		
1 ハローワークにおける職業紹介(①就職率(常用)、②雇用保険受給者の早期再就職割合、③求人充足率(常用)、④正社員求人数)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
—	①23.7%、②21.4%、③32.5%、 ④2,579,090人 ※前年同期実績(4～10月、②のみ4～9月) ①23.7%、②20.5%、③33.7、④1,510,161人	①26%、②22%、③31%、 ④前年度実績以上
2010年度の実績		
①26.0%、②23.2%、③32.5%、④1,669,449人(①、③、④は4～10月、②は4～9月)		
現状分析		
① 就職率(常用)については、ハローワークの積極的な求人開拓やきめ細かな就職支援等により、4月～10月の累計実績が前年同期を上回る実績となっているが、目標達成に向けて引き続き注視が必要である。例年1月～3月にかけて新規求職者数(常用)の増加及び就職件数(常用)の減少により就職率(常用)が低下する傾向があるため、引き続きハローワークの積極的な求人開拓やきめ細かな就職支援等に取り組む必要がある。 ② 雇用保険受給者の早期再就職割合については、ハローワークの積極的な求人開拓、雇用保険受給資格者に対するきめ細かな就職支援等により、4月～9月の累計実績が前年同期を上回る実績となっているが、目標達成に向けて引き続き注視が必要である。例年1月～3月にかけて就職率(常用)が低下する傾向があるため、雇用保険受給者の早期再就職割合についても低下しないよう、引き続きハローワークの積極的な求人開拓やきめ細かな就職支援等に取り組む必要がある。 ③ 求人充足率(常用)については、充足数自体は増加(前年度比8.1%増)しているものの、求人数も増加(前年度比12.0%増)しているため、4月～10月の累計実績が前年同期を下回る実績となっており、目標達成に向けて引き続き注視が必要である。今年度の求人数(常用)の推移をみると、今後も求人数(常用)は増加する傾向にあると予想されるため、求人の未充足対策の徹底に取り組む必要がある。 ④ 正社員求人数については、5月以降全ての月において前年度実績を上回っており、この水準で推移すれば目標達成が期待できる。		
関係施策の状況		
【参考】 ・新規求職者数(常用) 2009年4月～10月 4,604,738人 2010年 " 4,531,499人 ・新規求人数(常用) 2009年4月～10月 3,238,285人 2010年 " 3,626,241人 ・就職件数(常用)・充足数(常用) 2009年4月～10月 1,090,314件 2010年4月～10月 1,179,048件		

今後の取組み
今後も引き続きハローワークにおいて積極的な求人開拓やきめ細かな就職支援等を行うとともに、求人の充足対策に取り組む。

点検評価部会による評価

項目		
2 若者の就労促進(①ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数、②新規高卒者内定率、若年者試行雇用事業の③開始者数及び④常用雇用移行率)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
フリーター数の約半減(ピーク時比) ※ピーク時217万人(2003年) 目標値:124万人	①25.6万人(10月末時点 16.1万人) ②93.9%(9月末時点 37.6%) ③52,852人(10月末時点 33,319人) ④78.9%(10月末時点 78.9%)	①23万人 ②90%以上 ③38,000人 ④80%
2010年度の実績		
①17.7万人(10月末時点) ②40.6%(9月末時点) ③40,713人(10月末時点) ④78.5%(10月末時点)		
現状分析		
ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数は、10月末現在で約17.7万人、目標値まで約5.3万人となっている。単月実績は約2万人で推移しており、3月末までの5ヶ月での実績が10万人程度見込まれることから、目標達成に向け着実に実績をあげている。また、若年者試行雇用事業については、常用雇用移行率が78.5%と前年同期比-0.4%ポイントとわずかに減少したもののおおむね例年どおり推移しているほか、開始者数が10月末時点で既に目標値(38,000人)を上回り、4万人を越えるなど、順調に進捗している。 また、高卒者の内定率については、非常に厳しい就職環境下(高卒者の求人倍率が前年同期を下回るほか、大卒者については10月1日現在、12月1日現在共に、内定率が調査開始以来過去最低。)にもかかわらず、前年同期に比べ改善の兆しをみせている。これは、前年度及び今年度の厳しい就職環境を踏まえて、ハローワーク職員及び学校進路担当者など、関係者が連携し、早期から総力的に取り組んだ結果と分析している。今後は、求人状況も注視しながら、若者が一人でも多く就職に結びつくよう、学校等の関係者と密な連携を図りながら、ハローワーク・労働局が総力を挙げて取り組むこととしている。		
関係施策の状況		
(経済対策危機対応・地域活性化予備費及び平成2010年度補正予算) ○ 高卒・大卒就職ジョブサポーターの倍增配置(928名→2,003名)等 ○ 3年以内の既卒者をトライアル雇用する企業や採用する企業に対する奨励金を創設、拡充・延長 ○ 雇用保険法施行規則の改正(2010年12月1日施行)(「若年者等正規雇用化特別奨励金」のうち、「トライアル雇用活用型」の支給対象者(25～39歳)について、25歳未満の者も対象に含めるよう年齢枠を拡大) (その他) ○ 青少年雇用機会確保指針の改正(2010年11月15日施行)(少なくとも学校卒業後3年以内の既卒者を新卒枠で応募受付)		

今後の取組み

今後各施策の実績の進捗状況を注視しながら、引き続き現行の施策の推進に取り組む必要がある。

このため、新卒者の厳しい就職環境(2010年度大学卒業予定者の内定率(2010年12月1日現在)が68.8%と1996年の調査開始以来過去最低)を踏まえ、2011年1月21日、新卒者雇用・特命チームが開催された。これに基づき、関係各省の連携等により未内定者の就職支援を強化し、

① 既卒者を雇用する事業主への奨励金の未内定者への特例的適用(2011年2月1日より)

② 中小企業団体に対する奨励金の活用要請【経済産業省と連携】

③ 奨励金を活用した求人開拓の徹底

④ 大学等とジョブサポーターとの情報共有による個別支援の徹底【文部科学省と連携】

⑤ 民間就職情報サイトを通じたジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知

⑥ 中小・中堅企業を中心とした就職面接会の追加開催
に取り組むこととした。

点検評価部会による評価

項目		
3 高齢者就労促進 (①希望者全員が65歳まで働ける企業の割合、②「70歳まで働ける企業」の割合、中高年齢者試行雇用事業(トライアル雇用)の③開始者数及び④常用雇用移行率)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
60～64歳の就業率:63%	【2009年度】 ①46.2%(2010年6月1日時点) ②17.1%(同上) ③6,217人 ④77.3% 【2009年4～10月】 ③3,594人 ④76.6%	①50.0%以上 ②20.0%以上 ③2,550人以上 ④77%以上
2010年度の実績		
①— ②— ③2,972人 ④78.2% (いずれも4～10月実績)		
現状分析		
① 2010年6月1日時点における希望者全員65歳まで働ける企業の割合は46.2%と、前年に比べ1.6ポイントの上昇となっている。2010年度の目標の達成については2011年6月1日時点の高年齢者雇用状況報告で確認することとしているが、目標を達成するために一層の取組が必要である。 ② 2010年6月1日時点における70歳まで働ける企業の割合は17.1%と、前年に比べ0.8ポイントの上昇となっている。2010年度の目標の達成については2011年6月1日時点の高年齢者雇用状況報告で確認することとしているが、目標を達成するために一層の取組が必要である。 ③④ 2010年度の中高年試行雇用事業においては、緊急人材育成・就職支援基金事業の実習型雇用支援事業と一部対象者が重複する可能性があることから、開始者数の目標値を低めに設定したところであるが、半年間で年間目標値に達した。また、常用雇用移行率についてみても、現在のところ目標値を上回っており、厳しい雇用情勢が続く中で、本制度が有効活用され中高年齢者の再就職の促進に寄与している。		
関係施策の状況		
○希望者全員65歳まで働ける企業及び70歳まで働ける企業については、高年齢者雇用安定法第9条の義務を超えた措置を講じることとなるため、高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザーによる技術的・専門的支援を中心に実施してきたところである。 ○定年引上げ等奨励金:3,747件(2010年4月～10月) (支給額2,638,113千円／予算額5,535,547千円) ・高年齢者雇用確保充実奨励金を創設(事業主団体が傘下の事業主を対象として希望者全員が65歳まで働ける制度の導入や、70歳まで働ける制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の充実を図るための相談・情報提供を行う事業を実施した場合に助成)		

今後の取組み

- ① 希望者全員が65歳まで働ける企業の普及については、これまで、高年齢者雇用安定法第9条に基づく高年齢者雇用確保措置の義務を超えた取組であることから、高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザーによる技術的支援を中心に取り組んできたが、今般の結果を踏まえ、2010年度後半より、公共職業安定所が主体となって、中小企業を中心に一層の啓発指導を行うこととしている。
- ② 70歳まで働ける企業の普及については、「70歳まで働ける企業」創出事業により、地域における機運の醸成を図るとともに、高齢・障害者雇用支援機構の70歳雇用支援アドバイザーが行う技術的・専門的な支援を効率的に実施できるよう、公共職業安定所において、アドバイザー訪問について事前に企業の理解を求め、アドバイザーへの同行やフォローアップを行う。
- ③④ 中高年齢者試行雇用事業については、継続して実施し、中高年齢者の常用就職の機会の拡大を図る。

点検評価部会による評価

項目		
4 緊急人材育成支援事業による職業訓練(①受講者数及び②修了3ヶ月後の就職率)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
—	・受講申込者数:120,890人 ・就職率:59.9%(2009年11～12月末までに修了したコースの3ヶ月後の実績(修了3ヶ月後が2010年1～3月))	①受講者数:150,000人 ②就職率:60%
2010年度の実績		
①受講者数:171,629人(11月末時点) ②就職率:65.3%(1～7月末までに修了したコースの3ヶ月後の実績(修了3ヶ月後が2010年4～10月)) (※) (※)就職者数(26,197人)÷(修了者数(50,543人)－修了後引き続き訓練を希望する者の数(10,423人))×100		
現状分析		
緊急人材育成支援事業による職業訓練について、2010年度は受講者数15万人、訓練修了3ヶ月後の就職率について60%以上を目標としているところである。2010年11月末現在においては、受講者数171,629人、就職率は65.3%となっており、順調に推移しているところである。 受講者数については既に年度目標を達成したところであるが、訓練修了者が増加する中で、就職率についても現在の水準を保つよう、ハローワークにおける訓練修了者の担当者制による就職支援等に取り組む必要がある。		
関係施策の状況		
○緊急人材育成支援事業による職業訓練については、受講を希望する者の中に就職や訓練受講に対する意欲が不十分な者が存在することが指摘されることを受け、2010年7月30日付けで関係通知を发出し、受講態度に問題のある受講生を発生させないよう取り組むとともに、訓練の出席要件の適正化を図ったところ。 (参考)適性化前:1日の訓練時間の半分以上に出席し、かつ一月の8割以上の出席 適性化後:1日の訓練時間の全てに出席し、かつ一月の8割以上の出席 加えて、訓練が就職の実現に十分な効果をあげるよう質の向上を図るため、8月に「基金訓練の認定基準」を改正し、就職率が一定割合を下回るコース等を以後認定しない仕組みを設けたほか、訓練実施機関が行う就職支援の強化にかかる要件を設けたところ。 ○訓練受講者が大幅に増加しているため、2010年度補正予算により、ハローワークに新たに人員を配置し、職業訓練の修了者に対する担当者制による就職支援等の体制の強化を図ったところ。 ○公共職業訓練 ・受講者数:122,278人(2010年10月末時点) ・施設内訓練の就職率:78.7%(2010年7月末までに修了したコースの3ヶ月後の実績) ・委託訓練の就職率:61.4%(2010年6月末までに修了したコースの3ヶ月後の実績) ○求職者支援制度の創設:2月1日に厚生労働大臣から労働政策審議会に対しなされた法律案の要綱の諮問について、同日、同審議会から「おおむね妥当」との答申があったことを踏まえ、今期通常国会に法案を提出する予定。		

今後の取組み
2010年度補正予算にて、求職者支援制度の施行まで、切れ目なく事業を実施するため、事業の期間延長に必要な経費を措置したところであり、今後とも適切な訓練コースの設定、就職率の更なる向上、訓練の適正な実施の確保等、適切な事業運営に取り組んでまいりたい。

点検評価部会による評価

項目		
5 就職支援プログラム事業(①開始者数及び②就職率)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
－	①89,481件、②74.5% ※前年同期実績(4～9月) ①46,007件、②74.6%	①105,000件以上 ②70%以上
2010年度の実績		
①69,501件、②75.1% (いずれも4～9月実績)		
現状分析		
就職支援プログラム事業の開始者数及び就職率ともに、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな就職支援により、4月～9月の累計実績が前年同期を上回る実績となっており、例年の年度後半の実績の推移を考慮すると、2010年度については目標達成が期待できる。		
関係施策の状況		
○就職支援プログラム事業 ・就職者数：34,166人(2009年4月～9月) 48,360人(2010年4月～9月)		
今後の取組み		
今後も、就職支援ナビゲーターによる求職者の個々の状況に応じた就職支援に取り組む。		

点検評価部会による評価

項目		
6 生活保護受給者等就労支援事業(就職率)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
—	就職率: 51.0% (就職者数／支援対象者数＝就職率) ※前年度同期実績(2009年4～10月): 47.4%	就職率: 60%
2010年度の実績		
就職率: 59.5% (4～10月実績)		
現状分析		
10月現在で59.5%となっているが、①当該就職率が前年度同期と比べ12.1ポイント上回っていること、②昨年度は年度当初(41.9%)から年度末(51.0%)に向けてポイントが上昇する傾向にあり、今年度も年度当初57.2%であったものが59.5%と上昇していることから、目標達成に向け自治体との緊密な連携によるチーム支援の効果があがっているものと思料する。		
関係施策の状況		
生活保護受給者等就労支援事業について、マンツーマン支援を行う就労支援ナビゲーターを103名増員(437名)し、支援対象者及び就職者数の拡充を図るとともに、福祉事務所等の自治体福祉部門との連携を緊密に行うこととした。 ・支援対象者数: 13,895人 ・就職者数: 8,269人		
今後の取組み		
生活保護受給者等が増加している中、自治体とのより緊密な連携により、支援対象者のニーズや背景等を的確に把握し、個別求人開拓やトライアル雇用の活用等適切な支援を行っていく必要がある。		

点検評価部会による評価

項目		
7 心の健康相談等		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
—	—	キャリアアップ・ハローワーク、同コーナーを中心に、月2回程度の実施
2010年度の実績		
各都道府県労働局平均月5.8回(4～10月実績)		
現状分析		
本年度から開始した事業であるが、臨床心理士等による相談を中心に目標を上回る相談が実施されている。 本年3月の「自殺対策強化月間」に合わせ、地方公共団体が地域自殺対策緊急強化事業等により、心の健康相談等を行う場合、ハローワークを積極的に活用するよう地方公共団体に働きかける等、今後とも着実な相談の実施に向けた取組を図ることとしている。		
関係施策の状況		
2009年11月より、内閣府が実施する地域自殺対策緊急強化事業又はこれに類する都道府県単独事業の一環として、地方公共団体が心の健康相談等を行う場合は公共職業安定所は相談場所の提供等の協力を行っている。		
今後の取組み		
4～10月の実績については、2010年度の目標を大幅に上回る水準で推移していることから、今後も引き続き求職者のニーズを踏まえた相談を実施する。		

点検評価部会による評価

項目		
8 ハローワークのサービス改善(ハローワーク利用者の満足度)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
—	—	80%以上
2010年度の実績		
2010年11月下旬から12月10日までに満足度調査を実施し、現在集計中。		
現状分析		
—		
関係施策の状況		
・ハローワーク利用者アンケートで把握した利用者のご要望や職員による自主点検等を踏まえたサービスの改善の実施 ・ハローワーク業務改善コンクールの実施、コンクールで表彰された取組の全国展開 等		
今後の取組み		
2011年1月20日までに各都道府県労働局が厚生労働省に集計結果を報告。 2011年2月中旬までに各都道府県労働局による集計結果を取りまとめる予定。		

点検評価部会による評価

項目		
9 広報		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
—	— (2010年6月の厚生労働行政モニターに対する都道府県労働局のホームページ(雇用施策に係るもの)の満足度調査の結果:満足度 60.5%)	2010年度下半期の都道府県労働局のホームページに対する満足度(雇用施策に係るもの)について、同年度上半期実績以上を目指す。
2010年度の実績		
—		
現状分析		
—		
関係施策の状況		
厚生労働省において上半期の満足度を調査し、調査時の指摘を踏まえて都道府県労働局毎にホームページの改善計画を策定し、目標達成に向けた取組を行った。		
今後の取組み		
2010年度下半期の都道府県労働局のホームページに対する満足度(雇用施策に係るもの)を調査する。(2月中にとりまとめ予定)		

点検評価部会による評価

項目		
10 女性の就業率の向上(女性M字カーブ解消)(①男性の育児休業取得率、②3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率、③ポジティブ・アクション取組企業割合、マザーズハローワーク事業(担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の④数及び⑤就職率))		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
25～44歳までの女性就業率:73% 第1子出産前後の女性の継続就業率:55% 男性の育児休業取得率:13%	①1.72% ②47.6% ③30.2% ④39,483人 ⑤80.8% ※前年同期実績(4～9月) ④19,570人、⑤79.7%	①3% ②50% ③30% ④39,500人以上 ⑤74%以上
2010年度の実績		
④25,082人、⑤86.5% (いずれも4～9月実績)		
現状分析		
①2009年度は1.72%であり、女性の育児休業取得率85.6%に比べて極めて低水準にとどまっている。育児休業等を取得したいと希望する男性は約3割(「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(平成20年))存在する一方で、育児のための休業・休暇を取得することが「職場に迷惑がかかる」と考え、取得しない男性が多い。 ②2008年度は38.9%であったのに対し、2009年度は47.6%であり、8.7ポイント上昇している。これは2010年(平成22年)6月に改正育児・介護休業法が施行されることを踏まえて、企業が制度導入の取り組みを進めたことが影響していると考えられる。一方で、2012年(平成24年)6月まで短時間勤務制度の導入義務化が猶予されている中小企業については、大企業と比べて普及率が低い傾向がある。 ③2009年度のポジティブ・アクションに取り組む企業割合の実績は30.2%である。 ④⑤マザーズハローワーク事業の担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数及びその就職率ともに、個々の求職者の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援により、4月～9月の累計実績が前年同期を上回る実績となっており、例年の年度後半の実績の推移を考慮すると、2010年度については目標達成が期待できる。		

関係施策の状況

①②

- ・改正育児・介護休業法の施行(2010年6月30日)
- ・男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)の実施
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等促進及び認定の取得促進
- ・両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の支給

③

- ・女性の活躍推進協議会の開催
- ・ポジティブ・アクション普及のためのシンボルマーク「きらら」の利用促進
- ・企業表彰
- ・情報ポータルサイトによるポジティブ・アクションについての総合的な情報提供
- ・コンサルティングを通じた中小企業におけるポジティブ・アクション導入支援
- ・ポジティブ・アクションの具体的取組方法を提供する研修等の実施

④⑤マザーズハローワーク事業

- ・事業拠点数を15箇所増設:148箇所(2009年度)→163箇所(2010年度)
- ・新規求職者数:90,333人(2009年4月～9月)
103,989人(2010年4月～9月)

今後の取組み

①改正育児・介護休業法の内容の周知徹底を図り、パパ・ママ育休プラス等の制度の普及を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等促進及び認定の取得促進等により企業における両立支援制度を利用しやすい環境整備の取組を支援する。イクメンプロジェクトの実施等により、男性の育児参加についての社会的気運の醸成を目指した施策を進める。

②引き続き、法の周知や規定整備のための指導を徹底していく。また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等促進及び認定の取得促進を行うことで、制度の導入を促していく。特に中小企業に対して、法の内容の周知、助成金による支援の実施等により、制度の普及を図る。

③大企業に比べポジティブ・アクションの取組が遅れている中小企業について、取組を進める中で生じる課題やその解決方法についてのノウハウを蓄積し、企業の実態に応じた具体的な取組方法を提供するといった方法により、企業の自主的な取組を一層推進することとしている。

④⑤今後も、子育てしながら就職を希望する女性等に対して、個々の状況に応じたきめ細かな就職支援に取り組む。

点検評価部会による評価

項目		
11 障害者就労促進(①ハローワークにおける障害者の就職率、②障害者の雇用率達成企業の割合、③障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の③開始者数及び④常用雇用移行率)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
実雇用率1.8%	【2009年度】 ①16.8% ②47.0%(2010年6月1日時点) ③開始者数 8,545人 ④常用雇用移行率 84.3% 【2009年4月～10月】 ①11.6% ③開始者数 4,857人 ④常用雇用移行率 85.3%	①16%以上 ②45%以上(2011年6月1日時点) ③開始者数 8,600人以上 ④常用雇用移行率 83.0%以上
2010年度の実績		
①13.2% ②— ③開始者数 6,628人 ④常用雇用移行率 86.4% (いずれも4～10月実績)		
現状分析		
①ハローワークにおける障害者の就職率については、2010年4月から10月までの就職率が前年同期比1.5%ポイント増となっており、目標(16%以上)に向けて順調に推移している。また、就職件数及び新規求職申込件数についても、前年度を大幅に上回る水準(就職件数31,085件(前年同期比22.6%増)、新規求職申込件数78,393件(前年同期比4.9%増))であることから、この水準で今後も推移するとすると、目標を確実に達成することが見込まれる。 ②障害者の雇用率達成企業の割合については、2010年度の目標の達成については2011年6月1日時点の障害者雇用状況報告で確認することとしているが、2010年6月1日時点において、前年比1.5ポイント増(2009年は45.5%)となっているほか、実雇用率(1.68%(前年比0.05パーセントポイント増))及び雇用障害者数(34万2,973.5人(前年比3.1%増))も増加するなど、雇用率達成企業の割合や実雇用率については、ここ数年伸びており、民間企業における障害者雇用については、着実に進展している。 ③④障害者試行雇用事業については、2010年4月から10月までの開始者数が6,628人(前年同期比36.5%増)であることから、これまでの伸び率を考慮すると、目標(8,600人以上)を達成することが見込まれる。 また、常用雇用移行率については、2010年10月までの実績(86.4%)において、目標(83.0%以上)を3ポイント以上上回っている状況(前年同期比においても1.1%ポイント増)であり、例年のトレンドを踏まえると、当該実績から大幅に落ち込むことは想定されないことから、目標を達成することが見込まれる。		

関係施策の状況
○民間企業の実雇用率 1.68% 民間企業の障害者雇用者数 34万2,973.5人 〔障害種別雇用者数 身体障害者27万1,795人/知的障害者6万1,237人/精神障害者9,941.5人〕 ○改正障害者雇用促進法の施行(2010年7月1日～) ・ 障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、短時間労働者(週20H以上30H未満)を追加 ・ 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大(常用労働者301人以上から常用労働者200人を超える事業主へ拡大)
今後の取組み
①就職率は、前年同期を上回る実績であり、目標に向けて順調に推移していることから、引き続き、ハローワークが中心となり福祉、教育等の関係機関と連携し、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、目標を達成する。 ②ハローワークによる事業主に対する厳正な雇用率達成指導を引き続き実施するとともに、2010年7月の改正法施行の影響により、雇用率を現在達成している事業主が未達成に転じることも想定されることから、そのような事業主の把握に努め、早期の雇用率達成を実現すべく、指導等を実施する。 ③④開始者数及び常用雇用移行率ともに前年同期比を上回るなど、目標に向けて順調に推移していることから、引き続き、事業の趣旨・目的を踏まえ、真に必要とされているものに実施するなど事業の効果的な運用に努め、目標を達成する。

点検評価部会による評価

項目		
12 サポステによるニート等の就職等進路決定者数		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
地域若者サポートステーション事業による就職等進路決定者数10万人	4,660人 (2009年4月のサポステに利用登録を行った者のうち、就職等進路決定者数は361人)	7,000人
2010年度の実績		
4月利用開始者の6か月後の就職等進路決定者数 536人		
現状分析		
2010年度の目標7,000人に対し、直近の実績は536人(2010年4月)である(利用開始後6か月後の状況を把握するもので、最新の実績は2010年4月利用開始者の状況となる。)。残り11か月分の実績が出た段階で評価を行うが、重要な業務指標である延べ来所者数は前年同期比で約33%増であることから、目標達成が期待できる(2010年4月～10月までの延べ来所者数:約20万人)。		
関係施策の状況		
目標を達成するため、若者自立支援中央センターを通じ、各サポステ実施団体へ業務指導を実施し、業績向上について指導するとともに、スタッフを対象として各種研修を行った。		
今後の取組み		
今年度の高校中退等アウトリーチ事業、継続支援事業等について、その成果・課題に係る報告会を実施する計画。また、2011年度予算案において、サポステの設置拠点、「高校中退者等アウトリーチ事業」実施箇所の拡充、「継続支援事業」の充実(職業訓練に移行した者等に対する訓練効果の確実な定着に資する支援プログラムの追加)を盛り込んだところ、これら事業目的に則した適格な事業者を募集・選定し、ニート等の若者の職業的自立支援策の更なる充実を図る。		

点検評価部会による評価

項目		
13 ジョブ・カード取得者数		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
300万人	16.3万人(2009年度) 8.7万人(2009年4月～10月末)	25万人
2010年度の実績		
12.2万人(4月～10月末)		
現状分析		
10月末時点の実績は、前年同時期(8.7万人)より3.5万人増の12.2万人である。 10月末時点の目標として12.5万人を設定しているところ、達成率は97.6%である。 本年度は前年度から53.4%取得者を増加するとしているところ、10月末時点においては前年同時期からは40.2%の増加である。 実績は昨年度に比べ増加となっているが、増加の割合は目標を達成するための水準に達していないため、ジョブ・カード制度のより一層の普及促進が必要である。		
関係施策の状況		
○ジョブ・カード制度普及促進事業(商工会議所を通じた普及啓発)の実施 ○ジョブ・カード様式の簡略化(2010年7月15日)を実施 ○緊急人材育成支援事業(基金訓練)においてジョブ・カードを活用 ○ジョブ・カード制度に係る訓練を受けさせる事業主に対し、キャリア形成促進助成金による助成を実施		
今後の取組み		
目標の達成に向け、求職者及び企業に対し、ジョブ・カード制度の周知、広報を引き続き推進する。 なお、ジョブ・カード制度については、事業仕分けの指摘を踏まえ、 ① ジョブ・カードの活用対象となる職業訓練を、求職者支援の観点から拡大(雇用型訓練、委託型訓練に加え、公共職業訓練、基金訓練(求職者支援制度訓練へ恒久化)を対象とする。) ② 「ジョブ・カード制度普及促進事業」については、現行の手法による事業は廃止し、見直しを行った上で、国(労働局)が中心となった推進体制を構築し、企業と求職者双方への的確な支援を実施 ③ 「キャリア形成促進助成金(ジョブ・カード制度関連)」については、現行の助成メニューを廃止し、ジョブ・カード制度関連助成を一般のキャリア形成促進助成金に整理統合等の見直しを行い、求職者のためという本来の目的をしっかりと実現できる、より効率的・効果的な制度とし、来年度から取り組んでまいることとしている。		

点検評価部会による評価

項目		
14 公共職業訓練(離職者訓練)(①受講者数、②施設内訓練修了3か月後の就職率、③委託訓練修了3ヶ月後の就職率)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
・施設内訓練の就職率:80% ・委託訓練の就職率:65%	①受講者数:191,466人 ②施設内訓練の就職率:73.9% ③委託訓練の就職率:62.4%	①受講者数:220,000人 ②施設内訓練の就職率:80% ③委託訓練の就職率:65%
2010年度の実績		
①受講者数:122,278人(10月末時点) ②施設内訓練の就職率:78.7%(7月末までに修了したコースの3ヶ月後の実績)(※1) (※1)就職者数(5,069人)÷修了者数(6,438人)×100 ③委託訓練の就職率:61.4%(6月末までに修了したコースの3ヶ月後の実績)(※2) (※2)就職者数(8,743人)÷修了者数(14,231人)×100		
現状分析		
公共職業訓練(離職者訓練)による職業訓練について、今年度は受講者数22万人、訓練修了3ヶ月後の就職率について、施設内訓練は80%、委託訓練は65%以上を目標としているところである。2010年10月末現在における受講者数は122,278人、就職率は、厳しい雇用失業情勢もあり、施設内訓練は78.7%、委託訓練で61.4%となっている。		
関係施策の状況		
○就職率の向上に向けて、訓練指導員や巡回就職支援指導員による、訓練修了生に対する就職支援に積極的に取り組んでいるところ。 ○緊急人材育成支援事業による職業訓練 ・受講者数:171,629人(2010年11月末時点) ・就職率:65.3%(2010年1～7月末までに修了したコースの3ヶ月後の実績(修了3ヶ月後が2010年4～10月))		
今後の取組み		
厳しい雇用失業情勢が続く中、引き続き、訓練指導員や巡回就職支援指導員による訓練修了生に対する就職支援に積極的に取り組むとともに、次年度に向けて、①就職率が低調な訓練コースの見直し②労働局との連携を通じた求人・求職ニーズの把握などを通じてより適切な職業訓練コースの実施に努めてまいりたい。		

点検評価部会による評価

項目		
15 自己啓発を行っている労働者の割合(正社員・非正社員)		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
正社員:70% 非正社員:50%	正社員:42.1% 非正社員:20.0% ※調査対象は2008年度	正社員:50% 非正社員:30%
2010年度の実績		
—		
現状分析		
前年度実績では、自己啓発を行った者は、正社員では42.1%(前回調査58.1%)、正社員以外では20.0%(前回調査37.3%)となっており、前回調査に比べて減少しているが、これは、経済状況の悪化等による企業収益の減少等の影響で、企業がOFF-JTや自己啓発支援に支出した費用の労働者一人当たりの平均額が減少したこと等が一因と推測される。 【参考】 ○企業がOFF-JTに支出した費用の労働者一人当たり平均額(2.5万円(2007)→1.3万円(2008)) ○企業が自己啓発支援に支出した費用の労働者一人当たり平均額(0.8万円(2007)→0.4万円(2008)) ○正社員の自己啓発に対して支援を行っている事業所割合(79.6%(2007)→66.5%(2008)) ○非正社員の自己啓発に対して支援を行っている事業所割合(53.8%(2007)→41.3%(2008)) ○自己啓発に問題があるとした労働者の問題点(忙しくて自己啓発の余裕がない) 正社員(59.0%(2007)→55.8%(2008)) / 正社員以外(36.2%(2007)→36.5%(2008)) ○自己啓発に問題があるとした労働者の問題点(費用がかかりすぎる) 正社員(35.0%(2007)→37.7%(2008)) / 正社員以外(32.5%(2007)→35.7%(2008))		
関係施策の状況		
○キャリア形成促進助成金支給決定件数 2010年度121件(～2010年10月) ※2009年度:154件 / 前年同期(2009年4月～10月):78件 ○教育訓練給付受給者数 2010年度99,822件(～2010年12月) ※2009年度:133,598件 / 前年同期(2009年4月～12月):106,549件 ○キャリア・コンサルタント養成数 約62,000人(2002年度～2009年度末)		
今後の取組み		
・労働者の自発的な能力開発を支援するため都道府県労働局・事業主団体を通じた周知広報を通じキャリア形成促進助成金の活用を促進する。 ・民間機関の活用によるキャリア・コンサルタントの養成の推進及び専門性の一層の向上を図る。		

点検評価部会による評価

項目		
16 ワークライフバランスの実現(①年次有給休暇取得率及び②週労働時間60時間以上の雇用者の割合)		
関連する2020年までの目標	前年実績	2010年の目標
①年次有給休暇取得率: 70% ②週労働時間60時間以上 の雇用者の割合:5割減 ※10%(2008年)を基準	①47.1% ②9.2%	①50.4% ②9.2%
2010年の実績		
②9.5%(前年比0.2ポイント増)(1～10月)		
現状分析		
①年次有給休暇の取得率は、1993年の56.1%をピークに低下し、2000年には50%を下回り、2008年47.4%、2009年47.1%と近年は47%前後の横ばいで推移している。約3分の2の労働者が「みんなに迷惑がかかる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気取得しづらい」などの理由で、年次有給休暇の取得にためらいを感じており、取得率の向上のためには、年次有給休暇を取得しやすい職場の環境づくりが課題である。 ②週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、2004年の12.2%をピークとして減少し、2009年には9.2%、2010年には9.5%(1～10月)となっている。 これは、長時間労働の抑制に向けた労使による取組の推進や近年の景気の動向も影響しているものと考えられる。		
関係施策の状況		
○職場意識改善助成金 中小企業が、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等の必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成。 ・2009年度 763件支給 ・年次有給休暇取得率 実施前29.9% → 実施後47.5% (17.6ポイント上昇) (2007年度) (2009年度) ・所定外労働時間 実施前127.9時間 → 実施後83.7時間 (34.6%削減) (2007年度) (2009年度) ○労働時間等設定改善推進助成金 中小企業の事業主団体が、労働時間等の設定改善を図るため、傘下の事業場に対してセミナーの開催や巡回指導等を団体として実施した場合に、これに要した費用を助成。 ・2009年度 35団体支給 ・年次有給休暇取得率 実施前36.1% → 実施後42.5% (6.4ポイント上昇) (2008年度) (2009年度) ・所定外労働時間 実施前170.1時間 → 実施後123.8時間 (27.2%削減) (2008年度) (2009年度)		
今後の取組み		
年次有給休暇の取得促進については、休暇の取得しやすい職場環境づくりが必要であるため、各企業において取得率の目標の設定や、その達成に向けた労使の取組、特に、年次有給休暇の計画的付与制度の活用促進等について、「労働時間等見直しガイドライン」の周知などを通じて積極的に働きかけていく。 長時間労働の抑制については、特に総実労働時間が長い業種に属する企業に対し、恒常的な長時間労働の防止に向けた各企業における具体的な取組の強化のため、助成金制度の活用促進や上記ガイドラインの周知を通じて積極的に働きかけていく。		

点検評価部会による評価

項目		
17 職場における安全衛生対策の推進(①労働災害発生件数、②メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合、③受動喫煙のない職場)		
関連する2020年までの目標	前年実績	2010年の目標
①労働災害発生件数3割減 ※119,291件(2008年)を基準 ②メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100% ③受動喫煙の無い職場の実現	①105,718件(2009年) ②33.6%(2007年) ③46%(2007年)	①前年比3%減 ②メンタルヘルス対策について有識者による検討を開始し、報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。 ③職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。
2010年の実績		
①65,257件(前年比2.0%(1,253件)増)(1～10月) ②2010年9月に職場におけるメンタルヘルス対策検討会報告書を取りまとめて公表。報告書の内容等を踏まえ、労働政策審議会において議論を行い、2010年12月22日に報告を取りまとめ、大臣に建議。 ③2010年5月に職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書を取りまとめて公表。その報告書の内容等を踏まえ、労働政策審議会において議論を行い、2010年12月22日に報告を取りまとめ、大臣に建議。		
現状分析		
①労働災害は長期的には減少傾向(1985年 257,240件→2008年 119,291件)であり、2009年は景気の停滞の影響もあって前年比11.4%減(13,573件減)と大幅に減少した。 2010年は、鉱工業生産指数が前年同月比で15.1%～31.8%の伸び、月労働時間も前年同月比で0.1～3.3時間の伸びであり、2009年の景気の停滞時期からは回復した。 このような中にあるにもかかわらず、安全衛生管理が定着しきれていないことも懸念される第3次産業等の業種においては、腰痛、転倒等を中心に災害増加傾向にある。(災害多発業種とされてきた製造業、建設業の死傷者数は2009年同期比で各々187人(1.3%)、86人(0.7%)減少) また、2010年夏の記録的な猛暑により熱中症で35人の方が亡くなっており(2009年 8人)、暑さによるふらつきや疲労の蓄積等が労働災害を誘発させた可能性もあるため、今後の猛暑対策に資するための分析を進める。 ②我が国全体の自殺者は、1998年以降12年連続して3万人を超えているが、このうち「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は約2,500人となっている。また、仕事や職業生活に関して強いストレス等を感じている労働者は約6割おり、精神障害等の労災認定件数が増加傾向にあるにも関わらず、心の健康対策(メンタルヘルス対策)に取り組んでいる事業所の割合は33.6%(2007年)であり、事業所の取組を進めることが必要である。 ③職場における受動喫煙の防止については、これまで快適職場形成の一環として対策が進められてきたところである。しかし、2005年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、諸外国において規制の強化が進む中、我が国においても受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の高まりなどを背景に、職場における受動喫煙防止に対する労働者の意識が向上しているにも関わらず、「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかを講じている事業場の割合は46%であり、その対策について見直しが必要な状況となっている。		

関係施策の状況

①2010年の労働災害発生件数は、死亡災害が2009年に比べて大幅に増加傾向にあったことから、関係事業者に対する指導の強化等の緊急対策を講じたところ。

(参考1)

死亡者数は、2010年11月末現在(累計)982人で、前年同期より124人、14.5%増加(ピーク時は緊急対策前の2010年8月末(累計)で18.4%増加)

(参考2)緊急対策の主な内容

熱中症等の防止対策、建設業における墜落・転落災害防止対策、
陸上貨物運送事業における交通労働災害の防止対策、林業・警備業における労働災害防止対策

②労働政策審議会の建議を踏まえ、ストレス症状を有する労働者に対する医師による面接指導制度の導入など今後のメンタルヘルス対策について検討中

・メンタルヘルス対策支援センターが行う総合的な支援の充実など、2011年度メンタルヘルス対策等事業の予算を計上(2010年度5.9億円→2011年度14.9億円)

③労働政策審議会の建議を踏まえ、原則、全面禁煙又は空間分煙を義務化(飲食店等において、それらの対策が困難な場合には、当分の間、一定の濃度又は換気についての基準を守ることを義務化)することなど受動喫煙防止対策の強化について検討中

・喫煙室設置の際の助成や、専門家による分煙に関する相談対応など、2011年度事業としての予算を計上(4.3億円)

今後の取組み

①従来災害多発業種とされてきた製造業、建設業の労働災害は減少している。一方、安全衛生管理が定着しきれていないことも懸念される第3次産業等の業種においては、商業や介護事業等における腰痛、転倒等の災害が増加している。

このため、多店舗の小売店や新設される介護施設等を重点に第3次産業等の労働災害防止対策の指導を強化していく。

②労働政策審議会の建議を踏まえた労働安全衛生関係法令の整備、事業場に対する指導・支援を実施する。

③労働政策審議会の建議を踏まえた労働安全衛生関係法令の整備、国民のコンセンサスの形成を踏まえた規制を行う。

点検評価部会による評価